

浜松市はますくヘルパー利用事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊娠中又は出産後1年未満の時期にあって、身近に相談できる者がおらず、家事や育児を行うことが困難である者に対して、家事又は育児相談を行う育児支援ヘルパー（以下「はますくヘルパー」という。）が、当該家庭の家事又は相談しやすい「話し相手」等による育児相談支援を実施し、家事又は育児負担の軽減と家庭や地域での孤立感の解消を図るため、浜松市はますくヘルパー利用事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 事業の利用の対象となる者（以下「利用対象者」という。）は、浜松市に住民票を有し、次の各号のいずれかに該当し、かつ日中に身近に相談できる者がおらず、家事又は育児を行うものが他にない者とする。

- (1) 妊婦（母子健康手帳の交付を受けている者）又は1歳を迎える前日までの乳児を養育する保護者であって、家事又は当該乳児及び兄弟児の育児が困難である者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が利用対象者として必要であると認める者

2 前項の規定にかかわらず、乳児のほかに利用対象者又はその他の保護者が居宅しない等の事由により、はますくヘルパーを利用することに支障があると市長が認める場合は、利用対象者としていないことができる。

(事業の内容)

第3条 はますくヘルパーが行う支援（以下「サービス」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、営利事業、各種催事等に関係するものは除く。

- (1) 家事支援
- (2) 育児相談支援

第4条 事業の実施主体は、浜松市（以下「市」という。）とする。ただし、市は適切な事業運営が確保できると認められる事業者のうちから選定したものに委託することができる。

(サービスを行う期間、回数及び時間数)

第5条 サービス提供期間及び利用時間数は、次のとおりとする。

- (1) サービス提供期間は、利用対象者の妊娠中（母子健康手帳の交付後）から、生まれた子どもが1歳の誕生日を迎える前日までとする。
- (2) 前号のサービス提供期間内において、1日2回・最大4時間の利用を可能とする。
- (3) 前1号のサービス提供期間内における利用合計時間数は、50時間とする。ただし、多胎児又は未熟児養育医療対象児を養育している場合の利用合計時間数は、100時間とする。
- (4) 第2条第1項第2号に該当する利用対象者の利用時間数は、市長が認める範囲とする。

2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数時間は1時間とみなす。

(サービスを行う日及び時間帯)

第6条 サービスを行う日は次の各号に掲げる日（以下「閉庁日」という。）を除く日とする。ただし、第4条の規定により受託した事業者（以下「受託事業者」という。）の提示するものにより実施するものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 サービスを行う時間帯は、午前7時から午後7時までの間とする。

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、サービス利用開始希望の1か月前までに、浜松市はまずヘルパー利用事業利用申請書兼同意書(第1号様式)(以下「利用申請書兼同意書」という。)により市長に申請するものとする。

2 申請者の属する世帯が、第5条第1項第3号に規定する100時間の利用に該当する場合は、前項の規定による届け出を行う際に未熟児養育医療対象世帯にあつては養育医療券の写しを提出するものとする。

(利用の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請があつたときは、浜松市はまずヘルパー利用事業利用確認票(第2号様式)により申請者の状況等を確認するとともに、浜松市はまずヘルパー利用事業申請者台帳(第3号様式)に登載する。

2 市長は、前項の規定に基づきサービスの利用の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を浜松市はまずヘルパー利用事業利用承認通知書(第4号様式)(以下「承認通知書」という。)又は浜松市はまずヘルパー利用事業利用不承認通知書(第4号様式の2)により、申請者に対し、速やかに通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により、サービスの利用を承認した場合は、その旨を受託事業者に対し、浜松市はまずヘルパー利用事業利用決定通知書(第4号様式の3)により、速やかに通知するものとする。

(利用日時等の調整)

第9条 サービスの利用を承認された者(以下「利用者」という。)は、利用希望日時を当該利用日の2日前(閉庁日を除く)の午後5時までに受託事業者に連絡し、詳細について取り決めるものとする。

2 利用者は、承認通知書に記載された受託事業者に対して利用日時・サービスの内容等について速やかに調整を行うものとする。

3 受託事業者は、利用者に対して、月毎に浜松市はまずヘルパー利用事業利用日程申請書兼利用確認書(第1号様式の2)(以下「確認書」という。)を渡し、利用者にはサービスの希望利用日時を記入してもらうものとする。

(利用合計時間カードの押印)

第10条 受託事業者は、利用者に対して、サービスの利用開始日に浜松市はまずヘルパー利用事業利用時間確認カード(第5号様式)(以下「利用時間確認カード」という。)を渡し、その利用時間確認カードへ、利用日・時間数に応じて、毎回、押印を行うものとする。

(利用の変更申請等)

第11条 利用者は、利用日時又はサービス内容以外で申請した事項に変更が生じたときは、浜松市はまずヘルパー利用事業利用変更(中止)申請書(第6号様式)により、速やかに市長に申請しなければならない。

2 利用日時を変更又は中止する場合は、当該利用日の2日前(閉庁日を除く)の午後5時までに、利用者から受託事業者に連絡するものとする。

3 前項の期日を過ぎて連絡があつた場合は、キャンセルとして取り扱い、利用者は、別表2に定める額(以下「キャンセル料」という。)を受託事業者へ直接支払うものとする。

4 市長は、前1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、承認の内容の変更又は利用の中止を決定し、その旨を浜松市はまずヘルパー利用事業利用変更(中止)承認通知書(第7号様式)により、速やかに利用者へ通知するとともに、浜松市はまずヘルパー利用事業利用変更(中止)決定通知書(第7号様式の2)を受託事業者へ通知するものとする。

(利用の取消し)

第12条 市長は、利用対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を取り消すことができるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽り、その他不正の手段により、利用の承認を受けたとき。

(3) はまずくヘルパーに対して非行があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がはまずくヘルパーの利用を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用を取り消す場合は、浜松市はまずくヘルパー利用事業利用取消通知書(第8号様式)により、速やかに利用者及び当該利用に係る受託事業者へ通知するものとする。

(利用料及びキャンセル料等)

第13条 利用者は、別表1に定める利用料を負担するものとする。ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者である場合は、利用者の申請に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡婦であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号又は同条第3項及び第314条の6(寡婦(夫))に関する部分に限る。)の規定の例により市町村民税額を算定して得られる課税額に基づき、みなし適用の該当となり、別表1に定める区分が変更される場合は、変更後の区分を適用する。

2 前項の規定に関わらず、利用者の都合によりサービスの利用を変更・中止した場合は、利用者は別表2に定めるキャンセル料を負担するものとする。

3 利用を中止した場合におけるこれに対応する日数・時間数については、第5条第2項の規定による日数・時間数としてカウントしない。

4 利用者は、第1項及び第2項に定めるもののほか、はまずくヘルパーが生活必需品の買い物、その他のサービスを行う際、移動のための交通費等を必要とする場合は、受託事業者の定める当該交通費等の実費相当額を負担しなければならない。

5 利用者は、第1項に規定する利用料及び第2項に規定するキャンセル料並びに第3項に規定する実費相当額について、サービスを行う受託事業者へ直接支払うものとする。

(委託料)

第14条 市長は、受託事業者に対し、この事業の実施に要する費用として、別表1の第1欄の区分に応じ、これに対応する同表第3欄の公費負担額を支払うものとする。

(はまずくヘルパーの選考)

第15条 受託事業者は、次の各号に掲げる要件を全て備えている者のうちから、事業を行うはまずくヘルパーを選考するものとする。

(1) 自ら子育てをした経験のある者若しくは子育てに関する事業に従事した経験のある者又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭若しくは介護保険法第7条に定める介護福祉士で定める者の資格を有する者であること。

(2) 心身ともに健全であること。

(3) 家事又は育児相談支援に関する援助を適切に実行する能力を有すること。

(はまずくヘルパーの資質向上)

第16条 受託事業者は、常にはまずくヘルパーの資質の向上に努めることとする。

(はますくヘルパーの健康管理等)

第17条 受託事業者は、はますくヘルパーに対し、感染症等に関する知識を習得させるとともに、年1回以上の定期健康診断を実施し、はますくヘルパーの健康管理に細心の注意を払うものとする。

(資格を有する者の確保)

第18条 受託事業者は、はますくヘルパーから利用者に関する相談に対し、保健師、助産師、看護師、幼稚園教諭、保育士のいずれの資格を有するものを確保する。

(身分証明書の携行等)

第19条 はますくヘルパーは、サービスを行う際に、常に受託事業者が発行する身分証明書を携行し、利用者宅の訪問時に必ず提示することとする。

(サービス履行の確認)

第20条 はますくヘルパーは、サービスを行ったときは、その都度、確認書により、利用者からサービス履行の確認を受けるものとする。

(受託事業者の責務)

第21条 受託事業者は、その業務を行うに当たり知り得た利用者の身上及び家庭に関する秘密を守らなくてはならない。

2 受託事業者はサービスを行う日及び利用料等を、浜松市はますくヘルパー利用事業利用実施

(変更)届出書(第9号様式)(以下「実施(変更)届出書」という。)により、市長に届け出るものとする。

3 受託事業者は浜松市はますくヘルパー利用事業実施サービスを行う日及び利用料等を変更す

る場合は、変更しようとする前々月10日までに実施(変更)届出書により市長に届け出るものとする。

4 受託事業者は、利用者へのサービス提供時における事故に備えた賠償責任保険に加入するもの

とする。

5 受託事業者は、サービスの提供において事故が生じた場合には、速やかに市長に報告するもの

とする。

(報告及び委託料の請求)

第22条 受託事業者は、事業の実施及び実施に係る委託料について、次の各号に定める書類により、当月分を翌月10日までに市長に報告及び請求するものとする。

(1) 業務完了報告書

(2) 確認書

(3) 浜松市はますくヘルパー利用事業実施報告書(第10号様式)

(4) 浜松市はますくヘルパー利用事業委託料請求書(第11号様式)

(費用の支払い)

第23条 市長は、前条の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、委託契約に基づき支払いを行うものとする。

(帳票類の整備等)

第24条 受託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備し、保管期間は10年間とする。

2 市長は、受託事業者に対し、帳票類等の提出、サービスの内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

(個人情報保護)

第25条 受託事業者は、事業の実施に関して取り扱う個人情報の取扱いについては、浜松市個人情報保護条例(平成16年浜松市条例第28号)を遵守し、利用者に関して職務上知り得た情報の保護に努めなければならない。

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記

様式目次

第1号様式	浜松市はますくヘルパー利用事業利用申請書兼同意書
第1号様式の2	浜松市はますくヘルパー利用事業利用日程申請書兼利用確認書
第2号様式	浜松市はますくヘルパー利用事業利用確認票
第3号様式	浜松市はますくヘルパー利用事業申請者台帳
第4号様式	浜松市はますくヘルパー利用事業利用承認通知書
第4号様式の2	浜松市はますくヘルパー利用事業利用不承認通知書
第4号様式の3	浜松市はますくヘルパー利用事業利用決定通知書
第5号様式	浜松市はますくヘルパー利用事業利用時間確認カード
第6号様式	浜松市はますくヘルパー利用事業利用変更(中止)申請書
第7号様式	浜松市はますくヘルパー利用事業利用変更(中止)承認通知書
第7号様式の2	浜松市はますくヘルパー利用事業利用変更(中止)決定通知書
第8号様式	浜松市はますくヘルパー利用事業利用取消通知書
第9号様式	浜松市はますくヘルパー利用事業利用実施(変更)届出書
第10号様式	浜松市はますくヘルパー利用事業実施報告書
第11号様式	浜松市はますくヘルパー利用事業委託料請求書

(別表1)

1回1時間当たり

区 分	公費負担額 ¹	利用料
1 市民税課税者	1,000円	事業者提示金額 ² から公費負担額を差し引いた額
2 市民税非課税者及び生活保護受給者 ³	1,300円	事業者提示金額から公費負担額を差し引いた額

1 公費負担額は、利用者と利用者の配偶者のうち、所得の多い方の課税状況で判断する。

2 事業者提示金額とは、受託事業者が提示した金額とする。

3 生活保護受給者は、この事業を利用する日における生活保護法(昭和25年法第144号)の規定による被保護者とする。

(別表2)

利用者の都合により、はますくヘルパーの利用を変更・中止した場合のキャンセル料	
利用日2日前(閉庁日 ¹ を除く)の午後5時までに受託事業者に連絡した場合	0円
利用日2日前(閉庁日 ¹ を除く)の午後5時以降に受託事業者に連絡した場合	1,000円

1 閉庁日とは土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日)とする。